

資料 1

IT 調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ

(案)

平成30年12月 日
関係省庁申合せ

我が国政府としては、サイバーセキュリティ基本法の目的である「経済社会の活力の向上及び持続的発展」、「国民が安全で安心して暮らせる社会の実現」及び「国際社会の平和・安定及び我が国の安全保障に寄与すること」を踏まえるとともに、「自由、公正かつ安全なサイバー空間」を目指すという基本理念を堅持し、政府における IT 調達に係るサイバーセキュリティの一層の確保を図るため、次のとおり申し合わせる。

IT 調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ (案)

平成30年12月 日
関係省庁申合せ

1. 目的

複雑化・巧妙化しているサイバー攻撃に対して、政府機関等におけるサイバーセキュリティ対策を一層向上させるためには、従来行われている取組に加え、より一層サプライチェーン・リスクに対応するなど、政府の重要業務に係る情報システム・機器・役務等の調達におけるサイバーセキュリティ上の深刻な悪影響を軽減するための新たな取組が必要である。そのため、各省庁等において特に防護すべき情報システム・機器・役務等に関する調達の基本的な方針及び手続について、次のとおり関係省庁で申し合わせ、講ずべき必要な措置について明確化を図る。

2. 対象とする調達

別紙1に掲げる各省庁等において、別紙2に掲げる情報システム・機器・役務等の調達のうち、別紙3に掲げる重要性の観点から、より一層サプライチェーン・リスクに対応することが必要であると判断されるものについては、情報通信技術（IT）総合戦略室及び内閣サイバーセキュリティセンターと協議のうえ、本申合せに基づき必要な措置を講じる対象とする。

3. 参照すべき基準等

各省庁等は、情報システム・機器・役務等の調達に当たっては、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」（平成30年度版）（平成30年7月25日、サイバーセキュリティ戦略本部決定）のうち、「第4部 外部委託」、「第5部 情報システムのライフサイクル」に定める点を特に考慮するものとする。

また、調達する役務がクラウドサービスの調達に係るものである場合は、

「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」（平成30年6月7日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）を考慮するものとする。

4. 契約方式

本申合せの対象となる調達契約方式については、総合評価落札方式や企画競争等、価格面のみならず総合的な評価を行う契約方式を採用するものとする。

5. 調達手続

各省庁等は、第2項で特定した調達を実施する際は、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）及び予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）に基づき契約手続を進めるに当たり、調達する情報システム・機器・役務等の提供事業者及びその製品並びに役務について、サイバーセキュリティ確保の観点から、仕様条件の決定、製品及び役務を提供する事業者の選定のために必要な情報を、Request for Information（RFI）及びRequest for Proposal（RFP）等により取得することとする。

各省庁等は、調達手続のうち、サプライチェーン・リスクの観点から必要な場合において、情報通信技術（IT）総合戦略室及び内閣サイバーセキュリティセンターに対して、講ずべき必要な措置について、原則、助言を求めるものとする。

6. 体制整備

申合せの実施に向け、必要に応じ各省庁等において体制整備を図る。

7. 情報通信サービスの調達における考慮事項

各省庁等は、上記2で特定した情報システムの利用に伴い外部接続が必要となる場合は、通信サービスを提供する事業者に対して、サイバーセキュリティ確保の観点から、必要な情報提供を求めるものとする。

8. 本申合せの適用開始時期及び見直し

本申合せは、平成31年度予算に基づき平成31年4月1日以降に調達手続が開始されるものから適用する。

また、本申合せは、各省庁等の適用状況を検証し、適用開始から1年後を目途に必要な見直しを行う。

別紙1 対象とする政府機関

内閣官房

内閣法制局

人事院

内閣府

宮内庁

公正取引委員会

個人情報保護委員会

警察庁

金融庁

消費者庁

復興庁

総務省

法務省

外務省

財務省

文部科学省

厚生労働省

農林水産省

経済産業省

国土交通省

環境省

防衛省

会計検査院

別紙2 情報システム・機器・役務等

通信回線装置	
	ハブ
	スイッチ
	ルータ(VPN 等サービス統合型含)
	ファイアウォール
	ファイアウォール
	WAF(Web Application Firewall)
	IDS(Intrusion Detection System)
	IPS(Intrusion Prevention System)
	UTM(Unified Threat Management)
サーバ装置	
	メールサーバ
	ウェブサーバ
	DNSサーバ
	ファイルサーバ
	データベースサーバ
	認証サーバ
	メインフレーム
	管理サーバ(ADサーバ等)
	Proxy サーバ
	NAS(Network Access Server)
端末	
	デスクトップPC
	ノートPC
	モバイル端末
	ノートPC
	スマートフォン
	タブレット端末
複合機	
	プリンタ
	プリンタ
	ネットワークプリンタ

特定用途機器	
	テレビ会議システム構成機器
	IP 電話システム構成機器
	ネットワークカメラシステム構成機器
	各種センサー
	入退館(入退室)システムの構成機器
ソフトウェア	
	OS
	アプリケーション(業務アプリケーション含)
	ウェブコンテンツ
	ミドルウェア
	ファームウェア(ファームウェアの動作によって CPU 等の制御が可能であることが前提)
周辺機器	
	キーボード
	マウス
外部電磁的記録媒体(統一基準上、機器等(外部電磁的記録媒体)に該当)	
	外付けハードディスク
	USB メモリ
役務	
	システム開発
	運用・保守
	通信サービス
	クラウドサービスの提供

※ 各内訳は例示である。

別紙3 重要性の観点

- ① 国家安全保障及び治安関係の業務を行うシステム
- ② 機密性の高い情報を取り扱うシステム並びに情報の漏洩及び情報の改ざんによる社会的・経済的混乱を招くおそれのある情報を取り扱うシステム
- ③ 番号制度関係の業務を行うシステム等、個人情報を含めて大量に取り扱う業務を行うシステム
- ④ 機能停止等の場合、各省庁における業務遂行に著しい影響を及ぼす基幹業務システム、LAN等の基盤システム
- ⑤ 運営経費が極めて大きいシステム